

岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

令和5年2月定例会

第1号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

令和5年2月10日金曜日

議事日程 第1号

令和5年2月10日(金) 定例会
午後3時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第6 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第3号 令和4年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第4号 令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算
- 第9 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて

以 上

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名……………4
- 第2 会期の決定……………4
- 第3 議長の報告……………4
- 第4 管理者の報告……………4
- 第5 議案第1号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて……………5
- 第6 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………6

第7	議案第3号	令和4年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算 (第1号)……………7
第8	議案第4号	令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算……8
第9	議案第5号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変 更に関し議決を求めることについて……………11

出席議員 (12名)

議長	伊藤力也君
副議長	菅野広紀君
1番	阿部俊作君
2番	野田忠幸君
3番	中野貴徳君
4番	水野正勝君
5番	東梅康悦君
6番	遠藤幸徳君
7番	東堅市君
8番	阿部祐一君
9番	古川愛明君
10番	船砥英久君

欠席議員 (1名)

11番	藤倉泰治君
-----	-------

説明のため出席した者

管理者	野田武則君
副管理者	淵上清君
副管理者	平野公三君
副管理者	神田謙一君
事務局長	長野勝君
事務局次長	菅野洋君
会計管理者	佐々木絵美君
監査委員	北田和紀君
監査委員事務局長	四戸直紀君 (代理)

事務局出席者

幹	事	二	本	松	史	敏
幹	事	鈴	木	康	代	
幹	事	小	野	勝	彦	(代理)
幹	事	関		貴	紀	
幹	事	鈴	木	絹	子	
書	記	佐々	木	敏	之	

午後 3 時会議を開く

○議長（伊藤 力也君） 本日の出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席の届けでは、11 番、藤倉泰治君の 1 名であります。

ただいまから、令和 5 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、5 番、東梅康悦君、6 番、遠藤幸徳君の両名を指名いたします。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、ご登壇願います。

〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 令和 5 年 2 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等についてご報告いたします。

岩手沿岸南部クリーンセンターへのごみの搬入量につきましては、本年度12月末時点において21,033tであり、前年度同期と比較して96.7%の量となっており、減少の要因といたしましては、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているものと推察するものであります。

本年度12月末時点におけるマテリアル及びサーマルリサイクルの状況につきましては、マテリアルリサイクルのスラグが1,768t、メタルが359t排出され、すべて建設資材等に再資源化されております。また、サーマルリサイクルのごみ発電は、発電電力量で約902万kwh、そのうち施設で使用した電力量を除く委託事業者による電力会社への売電量は約320万kwhとなっております。

環境対策につきましては、排ガス処理等に万全を期して操業しており、その環境測定値は基準値を大きく下回っているところであります。

また、放射性物質関係の測定結果につきましても基準値以下であり、いずれも良好な状況で推移しており、これらの環境測定結果につきましては、当組合のホームページにおいて公表し、地域住民の不安の払拭に努めているところでございます。

さらに、多くの方々に環境問題について関心を持っていただく機会を提供することを目的としまして、施設見学等を積極的に受入れており、本年度も新型コロナウイルス感染症対策を施しつつ、管内の小学校を対象として12月末までに23件、514名の施設見学を受入れ対応しているところであります。

当クリーンセンターにおきましては、効率的なごみ処理の促進、資源の有効活用等に努めており、引き続き、沿岸南部地域の循環型社会の構築と安心安全な地域生活の向上に向けた取組を推進するものであります。

また、報告とは別に、本日の定例会には、「令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算」を含め、5件についてご提案しておりますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、私からのご報告といたします。

○議長（伊藤 力也君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（伊藤 力也君） 日程第5、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第1号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから9ページまでをご覧ください。

提案理由であります。令和4年10月21日に発出されました、岩手県人事委員会の勧告を参考といたしまして、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員、再任用職員及び会計年度任用職員の給料表の改正並びに岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、関係条例の一部を改正しようとして提案するものでございます。

この議案第1号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和4年12月16日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第6、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の10ページから36ページまでをご覧ください。

提案理由であります。地方公務員法の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例をはじめとする関係条例を整備しようとして、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、提案するものでございます。

また、この条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行

しようとするものであります。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 力也君） 日程第 7、議案第 3 号、令和 4 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第 3 号、令和 4 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております、令和 4 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算の 1 ページをお開き願います。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5,494 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、15 億 6,828 万 5 千円とするものでございます。

補正予算の 2 ページから 3 ページまでをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。本補正予算案の概要につきましては、次のページの令和 4 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算（第 1 号）に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の 1 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入であります。主な内容といたしましては、第 1 款、分担金及び負担金は、令和 3 年度決算の確定に伴い、負担金の減額調整を行ったところであり、本年度における当施設の運営・維持管理委託料の増額等に伴い、各構成市町からの負担金につきましては、4,401 万 7 千円を増額しております。

第 2 款、使用料及び手数料は、ごみ処理手数料収入額について、33 万 9 千円を減額しております。

第 7 款、繰越金は、令和 3 年度決算の確定に伴い、1,101 万円を増額しております。

第 8 款、諸収入は、東京電力福島原発事故損害賠償金の増額等に伴い、25 万 9 千円を増額しております。

次に、2 ページをお開き願います。

歳出であります。主な内容といたしましては、第 1 款、議会費は、本年度も、新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大の影響を受けまして、議員研修費用について、50 万 5 千円を減額しております。

第 2 款、総務費は、事務局職員の人件費について、職員構成の変化等によりまして、232 万 7 千円の減額、財政調整基金積立金につきましては、今年度における売電収益の増加に伴う組合還元相当額分の増額及び前年度における売電収益の組合還元相当額分の積み残し分の積立金の増額、並びに、令和 3 年度決算の確定に伴う繰越金分の積立金の増額、合わせて 382 万 9 千円を増額しております。

第 3 款、衛生費は、施設の運営・維持管理委託料について、コークス等の燃料価格の値上がりが続いているため、変動委託料単価の上昇等に伴い、5,162 万 3 千円を増額しております。

なお、ただいまご説明申し上げました補正予算の詳細につきましては、次の 3 ページから 6 ページまでをご覧くださいと存じます。

以上、議案第 3 号、令和 4 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計補正予算(第 1 号)につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤 力也君) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 力也君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤 力也君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊藤 力也君) 日程第 8、議案第 4 号、令和 5 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

[事務局長 長野勝君登壇]

○事務局長(長野 勝君) ただいま議題に供されました、議案第 4 号、令和 5 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊となっております、令和 5 年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算の 1 ページをお開き願います。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、15億2,015万6千円とするもので、令和4年度の当初予算と比較いたしますと、681万8千円の増、0.5%ほど増えているものでございます。

また、一時借入金の限度額につきましては、令和4年度と同額であります1,000万円としているものでございます。

次の、2ページから3ページまでをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。本予算案の概要につきましては、次のページの令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算、事項別明細書、1総括、歳入であります。主な内容として、第1款、分担金及び負担金は、当組合の各構成市町負担金を計上しております。

積算の内訳として、施設の運営・維持管理及び組合経費は、均等割10%に加えて、令和3年10月から令和4年9月までのごみ搬入実績量に基づいた利用割90%の割合で算定しております。

また、中継運搬に係る経費は、均等割10%に加えて、令和4年3月31日現在の人口割90%の割合で算定しております。

これらの算定に基づきまして、14億1,692万2千円を計上しており、令和4年度の当初予算との比較では、747万7千円の増で、0.5%ほど増えているものでございます。

第2款、使用料及び手数料は、当クリーンセンターにごみを直接持ち込む場合のごみ処理手数料として、1億296万2千円を計上しており、令和4年度当初予算との比較では、56万1千円の減で、0.5%ほど減っているものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

歳出であります。主な内容として、第1款、議会費は、121万1千円で、令和4年度当初予算との比較では、1万5千円の増で、1.3%ほど増えているものでございます。

第2款、総務費は、5,933万1千円で、職員人件費が主なものとなり、令和4年度当初予算との比較では、995万4千円の増で、20.2%ほど増えているものでございます。

第3款、衛生費は、当クリーンセンターの運営・維持管理委託及び中継運搬委託等に必要経費、9億7,301万7千円を計上しており、令和4年度当初予算との比較では、315万1千円の減で、0.3%ほど減っているものでございます。

第4款、公債費は、平成20年度から平成22年度までの事業費に係る組合債借入の元金及び利子償還金並びに一時借入金の利子をあわせまして、令和4年度当初予算と同額の4億8,559万7千円を計上しております。

第5款、予備費は、令和4年度当初予算と同額の100万円を計上してお

ります。

なお、ただいまご説明申し上げました、令和5年度予算の詳細につきましては、次の3ページから7ページまでをご覧くださいと存じます。

以上、議案第4号、令和5年度岩手沿岸南部広域環境組合会計予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。
 - 議長（伊藤 力也君） 2番、野田忠幸君。
 - 2番（野田 忠幸君） 確認だが、各市町村の分担金は、ごみの搬入量によって算出されるということ間違いはないでしょうか。
 - 議長（伊藤 力也君） 事務局長。
 - 事務局長（長野 勝君） そのとおりです。
 - 議長（伊藤 力也君） 2番、野田忠幸君。
 - 2番（野田 忠幸君） 先ほどの議員説明会の搬入量と搬出量の時に確認したが、岩手県の数値を参考にして排出量を出している訳ですけど、釜石市の場合、搬出量と搬入量がそれほど大きく変わらないはずである。搬入量で負担金を分担すると釜石市の負担金は少し下がると思うのですが、いかがでしょうか。
 - 議長（伊藤 力也君） 事務局長。
 - 事務局長（長野 勝君） 先ほどの当初予算の説明書に記載されているとおり、ごみ量と人口の割合で算定している訳だが、年度によりごみ量は変わってくるし、全体での割合にもよるので、人口にもよるがごみ量が減ってくれば負担金は下がってくる。構成市町間での状況にもよりますので、一概に減るかというところ難しいところである。
 - 議長（伊藤 力也君） 2番、野田忠幸君。
 - 2番（野田 忠幸君） 搬入量から搬出量を算出するのは、かなり難しいのは分かります。実際に搬出量をここで測定しているわけではないので、次回からその辺を勘案して欲しいと希望して終わる。
 - 議長（伊藤 力也君） その他ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
 - 議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
 - 議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

○議長（伊藤 力也君） 日程第9、議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 長野勝君登壇〕

○事務局長（長野 勝君） ただいま議題に供されました、議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の37ページから38ページまでをご覧ください。

提案理由であります、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させ、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2において所要の整備を行うことに関し、議会の議決を求めようとするもので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により提案するものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 力也君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） 以上で質疑を終わります。これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 力也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤 力也君） 以上で、本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これもちまして、令和5年2月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後3時26分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

伊 藤 力 也

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

東 梅 康 悦

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

遠 藤 幸 徳